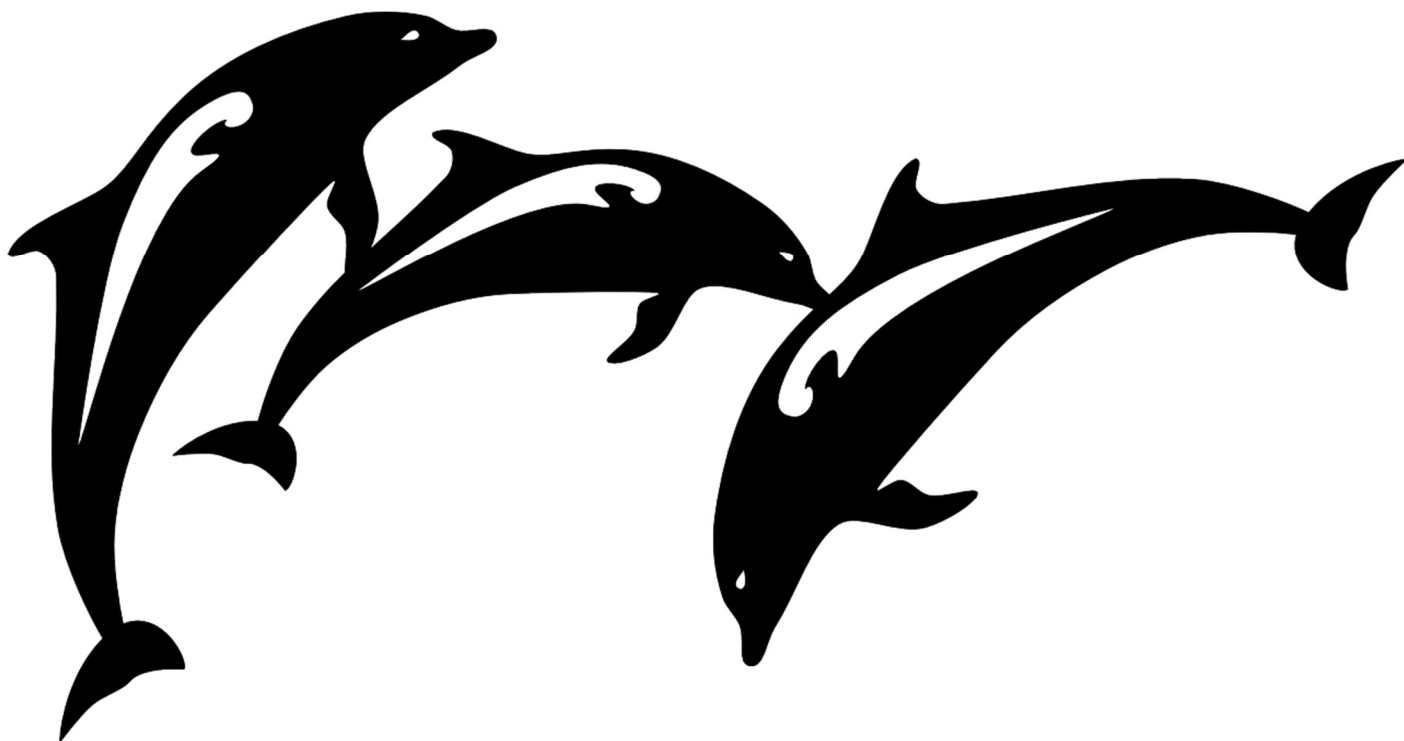


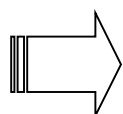
ダイビングショップ向け保険のご案内

- ①ダイビングショップ向け賠償責任保険
 - ②ダイビングショップ所属 インストラクター（無記名式）賠償責任保険
 - ③ダイビング講習・ツアー・イベント参加者向け傷害保険
 - ④ダイビングショップスタッフ向け傷害保険
- その他保険のご案内
よくあるご質問



【ご注意】

本保険のお手続き先



【取扱代理店】 株式会社 ジョットインターナショナル

※「所属の指導団体」へのお申込みではありませんのでご注意ください。

①ダイビングショップ向け賠償責任保険

(施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険)

1 本保険の特長

施設危険 (施設所有(管理)者賠償責任保険)	貴店舗の所有、使用、管理に起因して発生したお客さま等第三者に対して生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
生産物危険 (生産物賠償責任保険)	貴店舗が貸出しをした器材等の欠陥により、他人に対して生じた法律上の損害賠償責任およびお客さま等第三者のダイビング器材を修理・調整し引き渡した後に、当該修理・調整が原因で生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
受託危険 (受託者賠償責任保険)	貴店舗がお客さま等の第三者より調整・修理のために受託した器材等が損傷(盗難または紛失を含みます。)した場合に、お客さま等第三者に対して生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

*上記の危険で生じた「身体の障害」または「財物の損壊」について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する損害が対象です。

2 事故事例

施設危険	<ul style="list-style-type: none">・店舗の床が濡れていたためお客さまが滑って転びケガをした。・壁に備え付けの器材が落下し、お客さまにぶつかりケガをした。
生産物危険	<ul style="list-style-type: none">・ダイビング中、修理した器材が機能せずお客さまがケガをした。・販売の際に誤った使用方法を教えたためお客さまがケガをした。
受託危険※	<ul style="list-style-type: none">・お客さまから預かった器材を管理不足により盗難された。・お客さまから預かった器材を誤って破損させた。

※受託危険の補償範囲はダイビングショップの敷地内となります。

3 保険契約者

ダイビングショップ(貴ショップ)

4 被保険者

ダイビングショップ(貴ショップ)

5 保険期間

ご加入の日から1年間

6 支払限度額および免責金額

補償区分	危険区分	1事故支払限度額 (生産物危険・受託危険は1事故・保険期間中)	免責金額 (1事故)
身体障害・財物損壊共通	施設危険	2億円	なし
	生産物危険	2億円	なし
対物	受託危険	50万円	なし

7 年間一時払保険料

11,000円

(ご注意) 上記はダイビング器材貸出・修理の年間売上高が1,200万円以下の場合です。店舗ごとにご加入いただく必要がございます。売上高が1,200万円を超える場合や、店舗を複数お持ちの場合は別途取扱代理店:株式会社ジョットインターナショナルまでお問い合わせください。

損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
損害防止費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
権利保全行使費用	対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
緊急措置費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用
協力費用	引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用
争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ・ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任 ・ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 など
施設危険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機、昇降機、自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・ 船・車両(原動力が専ら人力である場合を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・ スノーケリング・スキューバダイビングの講習またはダイビングツアーの指導に起因する損害賠償責任 など
生産物危険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間中に発生した事故に起因する損害賠償責任 ・ 次の財物の損壊または使用不能(これらの財物の一部の性質または欠陥による財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます)について負担する損害賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> ①生産物 ②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます。) ・ 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または仕事の結果に起因する損害賠償責任 ・ 仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任 など
受託危険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に該当する物の損壊 <ul style="list-style-type: none"> 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本(本などの原稿)、設計書、雛型、その他これらに準ずる物、土地およびその定着物(建物、立木等をいいます) 動物、植物等の生物、船舶(ヨット、セールボート、モーターボート等を含みます。) ・ 受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)に起因する損害賠償責任 ・ 受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害賠償責任 ・ 受託物が委託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任 など

P9の「お申込フロー」をご覧ください。

このパンフレットは施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

②ダイビングショップ所属インストラクター（無記名式）

賠償責任保険のご案内 (施設所有(管理)者賠償責任保険)

1 本保険の特長

ダイビングショップ（貴ショップ、以下同様）に従事するインストラクターのスキューバダイビング講習またはダイビングツアーの監督、指導中に生じた事故（身体の障害または財物の損壊）により、被保険者が講習参加者、ツアー参加者および第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

2 加入資格

CMAS JAPAN 連盟所属のダイビング指導団体に登録しているダイビングショップ

3 保険契約者

ダイビングショップ

4 被保険者

- (1) CMAS JAPAN 連盟を構成する加盟ダイビング指導団体に登録しているダイビングショップ（以下「ダイビングショップ」といいます。）およびダイビングショップの経営者
- (2) ダイビングショップのダイビング指導業務に関わる全てのインストラクター。
ただし、CMAS JAPAN 連盟、PADI、NAUI 等のCカード協議会発行団体から資格を付与された者であって保険加入を行った者
- (3) CMAS JAPAN 連盟加盟ダイビング指導団体
- (4) CMAS JAPAN 連盟

5 保険期間

ご加入の日から1年間

6 支払限度額および免責金額

○補償金額(身体障害・財物損壊共通)

支払限度額 (1名・1事故)	免責金額 (1事故)
10億円	なし

※事故の発生地は国内・海外を問いません。ただし日本国内において損害賠償請求が提起され、法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害について補償されます。

7 年間一時払保険料

インストラクター数	年間一時払保険料
1名	45,000円
2名	90,000円
3名	135,000円
4名	180,000円
5名	225,000円
1名増えるごと	45,000円

8 インストラクター数（被保険者）の算出方法

過去1年間における、1日あたりの最大インストラクター人数を本保険の被保険者とします。ただし、次の①②に該当する場合は、特定のインストラクターを被保険者から除外することができます。なお、除外する場合は保険契約申込書に除外するインストラクターの氏名を記載することが必要です。

- ① 「インストラクター賠償責任保険（CMAS JAPAN 連盟団体保険）」に加入しているインストラクター
- ② 他指導団体のインストラクター賠償責任保険に加入しており、本保険の補償を必要としないインストラクター

※ダイビングショップの業務実績が1年に満たない場合は、別途ご相談ください。

9 お支払いする主な保険金

損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
損害防止費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
権利保全行使費用	対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
緊急措置費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用
協力費用	引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用
争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

10 保険金をお支払いできない主な場合

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ・ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任 ・ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 など
施設危険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ・ 航空機、昇降機、自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・ 船・車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 など

11 加入方法

P9の「お申込フロー」をご覧ください。

このパンフレットは施設所有（管理）者賠償責任保険の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず施設所有（管理）者賠償責任保険パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

③ダイビング講習・ツアー・イベント参加者向け傷害保険

(傷害補償 (MS&AD 型) 特約セット団体総合生活補償保険)

1 本保険の特長

- (1) 保険契約者 (貴店舗) が実施するダイビング講習、ツアーまたはイベントの最中に参加者がケガで死亡、後遺障害、入院、手術、通院した場合に補償します。
- (2) 賠償責任保険とは異なり、貴店舗に法律上の損害賠償責任がない場合も補償されますので、参加者に対する見舞金としてご利用いただけます。

2 保険契約者

ダイビングショップ (貴ショップ)

3 被保険者

ダイビング講習、ツアーまたはイベント参加者全員

(注) 契約時に提出は不要ですが、事故時には名簿をご提出いただく必要がございますので備え付けください。

4 保険期間 (ご契約期間)

ご加入の日から 1 年間

5 補償金額 (ご契約保険金額) とプラン

管理下中の傷害危険補償特約、準記名式契約 (一部付保) (同一保険金額) 特約セット

傷害入院保険金支払対象期間 180 日・支払限度日数 180 日・免責期間 0 日

傷害通院保険金支払対象期間 180 日・支払限度日数 90 日・免責期間 0 日

補償内容		プラン A	プラン B	プラン C
傷害死亡・後遺障害保険金額		700 万円	500 万円	300 万円
傷害入院保険金日額		5,000 円	3,000 円	2,000 円
傷害手術保険金額	入院中	50,000 円	30,000 円	20,000 円
	上記以外	25,000 円	15,000 円	10,000 円
傷害通院保険金日額		3,000 円	2,000 円	1,000 円

※「管理下中の傷害危険補償特約」がセットされているため、ダイビングショップの管理下中に被ったケガに限りお支払いの対象となります。

※被保険者全員同一のプランでのお引受けとなります。

6 1 名あたり年間一時払保険料

最大参加者数	プラン A	プラン B	プラン C
20 名未満のとき	20,920 円	14,220 円	8,040 円
20 名以上のとき*	19,950 円	13,560 円	7,670 円

*最大参加者数が 20 名以上 500 名未満の場合、団体割引 5% が適用されます。

最大参加者数	×	1 名あたり年間一時払保険料	=	合計保険料

7 人数 (被保険者数) の算出方法

ダイビング講習・イベントツアー等、保険期間 1 年を通じて、1 日あたりの最高参加人数を本保険の被保険者数とします。

8 引受方式

本保険の引受方式は準記名式一部付保です。ダイビング講習、ツアーまたはイベント参加者の名前については契約時に通知する必要はありませんが、事故発生時には名簿の提出をお願いします（名簿の備付が必要となります）。
最高参加人数を被保険者とするこゝで、被保険者の入替りが可能となります。

9 お支払いする主な保険金

補償内容	保険金をお支払いする場合
傷害死亡保険金	貴店舗主催の講習、イベント参加中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に保険金をお支払いします。※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。
傷害後遺障害保険金	貴店舗主催の講習、イベント参加中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に保険金をお支払いします。※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
傷害入院保険金	貴店舗主催の講習、イベント参加中の事故によるケガの治療のため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に180日を限度に保険金をお支払いします。
傷害手術保険金	貴店舗主催の講習、イベント参加中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合に保険金をお支払いします。
傷害通院保険金	貴店舗主催の講習、イベント参加中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診・オンライン診療を含みます。）した場合に90日を限度に保険金をお支払いします。

10 保険金をお支払いできない主な場合

(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
- ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 など

(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。

- ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2
 - ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒
- ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(注) 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、団体総合生活補償保険パンフレットの「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

11 お申込方法

P9の「お申込フロー」をご覧ください。

このパンフレットは傷害補償（MS&AD型）特約セット団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず団体総合生活補償保険パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明 注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。加入申込票記載事項（職種・年齢・他保険加入状況、保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

④ダイビングショップスタッフ向け傷害保険

(傷害補償 (MS&AD 型) 特約セット団体総合生活補償保険)

1 本保険の特長

- (1) 保険契約者 (貴店舗) のスタッフが就業中にケガで死亡、後遺障害、入院、手術、通院した場合に補償します。
- (2) スタッフに対する災害補償としてご利用いただけます。

2 保険契約者

ダイビングショップ (貴ショップ)

3 被保険者

ショップの役員およびスタッフ

4 保険期間(ご契約期間)

ご加入の日から1年間

5 補償金額(ご契約保険金額)とプラン

就業中のみの傷害危険補償 (事業主・役員・従業員) 特約、準記名式契約 (全員付保) (同一保険金額) 特約セット
 傷害入院保険金支払対象期間 180 日・支払限度日数 180 日・免責期間 0 日
 傷害通院保険金支払対象期間 180 日・支払限度日数 90 日・免責期間 0 日

補償内容		プラン A	プラン B	プラン C
傷害死亡・後遺障害保険金額		1,000 万円	500 万円	300 万円
傷害入院保険金日額		10,000 円	5,000 円	3,000 円
傷害手術保険金額	入院中	100,000 円	50,000 円	30,000 円
	上記以外	50,000 円	25,000 円	15,000 円
傷害通院保険金日額		5,000 円	3,000 円	2,000 円

※「就業中のみの傷害危険補償 (事業主・役員・従業員) 特約」がセットされているため、職務従事中 (通勤途上を含みます) に被ったケガに限り、お支払いの対象となります。(就業中か否かの区別がつかない職業の方はご加入いただけません)

※被保険者全員同一のプランでのお引受けとなります。

6 1名あたり年間一時払保険料

役員・スタッフ	プラン A	プラン B	プラン C
20 名未満のとき	12,500 円	6,800 円	4,300 円
20 名以上のとき	11,700 円	6,370 円	4,030 円

※上記保険料には役職員一括割引 10%が適用されています。

※役員・従業員数が 20 名以上 100 名未満の場合、団体割引 5%が適用されます。

7 保険料早見表

役員・スタッフ	年間合計保険料		
	プラン A	プラン B	プラン C
5 名	62,500 円	34,000 円	21,500 円
10 名	125,000 円	68,000 円	43,000 円
15 名	187,500 円	102,000 円	64,500 円
20 名	234,000 円	127,400 円	80,600 円

8 人数(被保険者数)の算出方法

貴ショップの役員ならびに全てのスタッフ数となります。(役員のみまたはスタッフ全員のみのご加入も可能ですが、一部の役員のみ、スタッフのみではご加入いただけません。)

9

引受方式

本保険の引受方式は準記名式全員付保です。役員・スタッフの名前については契約時に通知する必要はありませんが、事故発生時には名簿の提出をお願いします（名簿の備付が必要となります）。

また人数に変更がない限り、役員・スタッフの退職、入社に対する通知は不要です。

10

お支払いする主な保険金

補償内容	保険金をお支払いする場合
傷害死亡保険金	就業中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に保険金をお支払いします。※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。
傷害後遺障害保険金	就業中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に保険金をお支払いします。※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
傷害入院保険金	就業中の事故によるケガの治療のため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に180日を限度に保険金をお支払いします。
傷害手術保険金	就業中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合に保険金をお支払いします。
傷害通院保険金	就業中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診・オンライン診療を含みます。）した場合に90日を限度に保険金をお支払いします。

11

保険金をお支払いできない主な場合

(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
 - ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
 - ⑦ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1
 - ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
 - ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- など

(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。

- ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2
 - ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒
- ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(注) 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、団体総合生活補償保険パンフレットの「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

12

お申込方法

P9の「お申込フロー」をご覧ください。

このパンフレットは傷害補償（MS&AD型）特約セット団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず団体総合生活補償保険パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。加入申込票記載事項（職種・年齢・他保険加入状況、保険金請求履歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

その他保険のご案内

ヨット、モーターボートに関する保険、店舗の火災保険、自動車保険等についてもお見積りします。

添付のお見積依頼書のその他欄にご回答くださいますようお願い申し上げます。

よくあるご質問

- Q1. ②ダイビングショップ所属インストラクター（無記名式）賠償責任保険は、ダイビング以外のスポーツ指導中の事故による賠償責任も補償の対象になりますか？
- A1. スキューバダイビング・スノーケリング講習またはダイビングツアーに付随したレクリエーション、スポーツ※等は対象になります。
SUP等ダイビング以外のスポーツを単独で行う場合には対象となりません。
※パラセーリング、パラグライダー、船舶（ジェットスキー、バナナボート等を含みます。）を使用するスポーツは除く
- Q2. ②ダイビングショップ所属インストラクター（無記名式）賠償責任保険は、ツアー参加者が減圧症となった場合補償の対象となりますか？
- A2. ケースにより異なります。賠償責任が発生した場合には対象となります。
- Q3. ③ダイビング講習・ツアー・イベント参加者向け傷害保険で、ツアー参加者の補償対象人数が最大5名で契約していますが、6名以上が参加する場合はどうなりますか？
- A3. 契約時の最大人数を超えた参加者となる場合は、事前にご連絡ください。
契約内容変更のお手続きが必要となります。

お申込フロー

1	お見積依頼書に必要事項をご記入のうえ、同封の返信封筒にて 取扱代理店：株式会社ジョットインターナショナル（担当 遠山）宛てにご返送ください。
2	返送いただいた後、貴店舗のご依頼に基づき保険料を算出し、お見積書・申込書をご案内します。後日、担当者よりご連絡を差し上げます。
3	申込書ならびに保険料受領後、保険証券を引受保険会社より送付します。

お問い合わせ先	【取扱代理店】株式会社ジョットインターナショナル（担当：遠山） 〒410-1107 静岡県裾野市御宿 1500 矢崎厚生センター内 TEL：055-965-3131（受付時間）平日 9：00から17：00まで
	【引受保険会社】あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 トヨタ営業部矢崎室 〒410-0801 静岡県沼津市大手町 3-8-23 ニッセイスタービル 6階 TEL：050-3460-1287

株式会社ジョットインターナショナル 遠山 行

FAX: 055-965-0460 TEL: (お問合わせ窓口) 055-965-3131

ダイビングショップ向け保険 お見積り依頼書

下記のとおり見積りを依頼します。

1. 貴ショップ情報記入欄

貴ショップ名・法人名	
所属指導団体	
担当者名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

2. 見積り依頼記入欄

①ダイビングショップ向け賠償責任保険

見積り依頼	希望する 希望しない
ダイビング器材貸出・修理の年間売上高	千円

②ダイビングショップ所属インストラクター向け賠償責任保険（無記名式）

見積り依頼	希望する 希望しない
過去1年間における 1日あたりの最大インストラクター人数	名

③ダイビング講習・ツアー・イベント参加者向け傷害保険

見積り依頼	希望する 希望しない
ご希望の加入プラン	(A) (B) (C)
保険期間における1日あたりの最大参加者人数	名

④ダイビングショップスタッフ向け傷害保険

見積り依頼	希望する 希望しない
ご希望の加入プラン	(A) (B) (C)
役員数	名
スタッフ数	名
合計人数	名

⑤その他（見積りを依頼される場合は現在の保険証券の写しを合わせて送付してください。）

ヨット・モーターボート保険	希望する 希望しない
ダイビング以外スポーツ指導中の賠償責任保険	希望する 希望しない
火災保険	希望する 希望しない
自動車保険	希望する 希望しない
その他（ ）	希望する 希望しない

【個人情報の取扱い】

ご記入いただきましたお客さまの個人情報をもとに、お客さまに対して、あいおいニッセイ同和損保が取扱う保険商品の販売・サービスの提供、保険契約の維持・管理に利用する場合があります。